

質問への回答

(令和8年度昼の再エネ余剰電力需要創出モデル実証委託業務)

	質問	回答
1	仕様書7(5)に、「企画書等にて提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者との共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。」との記載がございますが、提案書の提出時には、共同事業実施協定書の提出は不要でしょうか？また、この他、本事業を他社と共同実施することを予定している場合、提案の提出に際して別途提出が必要となる書類やその様式等を事前に頂くことはできますでしょうか(共同事業実施協定書の様式を含む)？	企画書等の提出時に、共同事業実施協定書の提出は必要ありません。 しかし、履行の確保のため、協力の内容、態様等に応じて、別途提出を求める場合がございます。 様式の定めが有るものについては、環境省等のHPで公開されているものを御利用ください。また、定めが無いものについては任意の様式または環境省HPにて(例)として提示されているものを御参考に作成してください。
2	再委託を実施する場合の再委託費(外注費)の上限は、主たる企業が受け取る直接費(人件費及び業務費)と間接費(一般管理費)の合計額の2分の1未満の額と理解して差し支えございませんでしょうか？(全体で3.5億円の予算が計上されている事業について、主たる企業が直接費と間接費の合計で2億円を受け取る予定である時、再委託の上限は1.75億円ではなく、1億円となりますでしょうか？参照URL: memo161130.pdf)	参照URLにも記載のとおり、外注費は、原則として直接費(人件費及び業務費)と間接費(一般管理費)の合計額の2分の1未満の額にとどめるとともに、一般管理費の算定根拠には含めないこととなります。
3	共同提案主体(電力会社)が更に再委託(アプリ製作会社)をする可能性があるも現在はまだ確定していない場合、その旨も含め、見積を作成すべきでしょうか？また、契約後に再々委託が決まった	実際の企画提案の内容に沿った経費内訳書(見積書)の作成をお願いします。 契約書(案)第5条のとおり、原則として再委託等は認められておりませんが、事前に再委任等承諾申請書の提出を受

	<p>という場合は別途手続が必要となりますでしょうか（もしくは、提案書時に再々委託の可能性も含め整理した上で提案を行うべきでしょうか）？</p>	<p>け、環境省による内容の審査の上、承認を得た場合はその限りではありません。</p>
4	<p>実証に関して電力会社と協力する際に、どの程度の粒度で見積もりを作成すべきかについてのサンプル等はございませんでしょうか？（例えば、人件費、モニターへの謝金、アプリ改修費、サーバー費、非金銭的インセンティブの準備費、モニター告知時の宣伝費、などといった粒度で整理して差し支えなさそうでしょうか？）</p>	<p>企画書等の提出時における経費内訳書（見積書）のサンプルについては御用意しておりません。</p>
5	<p>気運醸成に関して広告代理店と協力する際に、どの程度の粒度で見積もりを作成すべきかについてのサンプル等はございませんでしょうか？（例えば、人件費、媒体費、クリエイティブ製作費などといった粒度で整理して差し支えなさそうでしょうか？）</p>	<p>企画書等の提出時における経費内訳書（見積書）のサンプルについては御用意しておりません。</p>
6	<p>コンサルティングファーム側の見積もりを整理する場合には、職位と必要と考えられる稼働時間を記載する形でのよろしいでしょうか？もしくは、より細かく、どのような業務に何時間、というのを想定して算出しておくべきでしょうか？</p>	<p>企画書等の提出時における経費内訳書（見積書）は想定可能な内容で作成をお願いします。</p>
7	<p>企画書等の提出時において、共同実施また再委任(外注)の相手方が決定していない場合、共同実施または再委任(外注)のいずれにおいても提案は可能でしょうか。（例えば、共同実施は公募等の段階で事業内容や実施体制の審査が行われるため、相手方が決定しない場合は提案できない等あればご教示いただけますでしょうか。）</p>	<p>委託業務の実施に影響がなければ、問題ございません。</p>

8	「ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業委託業務」の成果報告書について、国立国会図書館に紙媒体でのみ所蔵されている年度、および事業開始後において貴省より電子媒体でもご提供可能な年度を教えてくださいませんか	全年度において提供可能となります。
---	---	-------------------